

## 福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、地域の中小企業の成長戦略の実現を支えるプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）を正規雇用した県内中小企業等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、当該人材の受け入れに係る経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) プロ人材とは、新たな商品開発・サービス開発、その販路の開拓や個々の製品・サービスの生産性向上等、具体的な取組みを通して企業の成長戦略の実現に不可欠な人材であって、県外在住者又は県内に就業するために県外から移住し1年を経過しない者で、福島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）とこれに登録しているプロ人材紹介会社の連携による仲介によって県内企業への正規雇用が決定した者をいう。
- (2) 受入企業とは、福島県内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有し、公益財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）が実施するプロ人材事業を活用して、プロ人材を正規雇用した中小企業等をいう。
- (3) 正規雇用とは、雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。
- (4) 中小企業等とは、別表に記載している者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第1項第2号に定める受入企業であること。
- (2) 以下の全てを満たすもの。
  - ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。
  - イ 厚生労働省及び県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本助成金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない事業者でないこと。また、助成金の交付申請を行った日から助成金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。
  - ウ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
  - エ 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
  - オ 性風俗関連営業、接客を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
  - カ 税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書において滞納していないことが確認できる事業者であること。
  - キ 破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされていない事業者であること。
  - ク 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県が行う検査に協力する事業者であること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は補助対象としない。
  - (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号。以下暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例において使用する用語と同じ。）第22条及び第23条の規定に違反した事実がある者

- (2) 役員等（代表取締役及び一般役員であつて経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）  
が暴力団員等に該当する者
- (3) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又はその運営に実質的に関与している者
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) (1) から (6) に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

**(補助対象事業)**

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の中小企業等が自らの企業の中核となるプロ人材を、プロ人材拠点を通して新たに確保したもので、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) プロ人材が県外から県内に移住していること。ただし、移住してから本申請の前日まで1年を経過していない者に限る。
- (2) 県内の事業所等で正規雇用すること。
- (3) 補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、又は請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものでないこと。ただし、雇用関係については、試用雇用の場合を除く。
- (4) 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- (5) 県内に主たる事業所等を有する事業所等で雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- (6) 県内の事業所等において雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- (7) 新規学卒者でないこと。
- (8) 受入企業の中核となる業務を担う実務経験が通算して3年以上ある者であること。

2 前項の事業については、当該補助金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）が次条第1項に定める補助対象経費に対する補助金等を国や県等から受けていないこと、又は受ける予定がない場合に補助対象とする。

**(補助対象経費等)**

第5条 前条の事業における補助対象経費及び補助率、補助上限額については以下のとおりとする。

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 事業を実施する年度の4月1日から3月末日までの期間に支払った、プロ人材の雇用に係る登録人材ビジネス事業者への紹介手数料 |
| 補助率    | 補助対象経費の2分の1以内   |
| 補助上限額  | 新規に雇用されたプロ人材1人あたり75万円                                       |
| 補助対象人数 | 1事業者につき2人まで   |

2 この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は補助上限額を超えないものとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 交付申請者はプロ人材を正規雇用後、速やかに「福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)」及び添付書類各1部を福島県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

ただし、添付書類のうち次項第7号に掲げる「プロ人材事業を活用して人材を採用したことを見する書面(プロ人材拠点が作成する書面)」については、プロ人材拠点が作成し知事に提出することから、交付申請者は「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業を活用した人材採用について(様式第1号の2)」を作成の上、プロ人材拠点長に提出するものとする。

2 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施概要(様式第1号(別紙1))
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第3号)
- (4) 履歴事項全部証明書(申請日から3カ月以内に発行されたもので、複写でも可)
- (5) 税務署が発行する納税証明書(消費税及び地方消費税)及び県税事務所が発行する納税証明書(申請日から3カ月以内に発行されたもので、複写でも可)
- (6) 労働保険料を支払ったことが確認できるもの(複写でも可)
- (7) プロ人材事業を活用して人材を採用したことを証する書面(プロ人材拠点が作成する書面)
- (8) プロ人材の住民票又は戸籍の附票(前住所の記載があるので、複写でも可)
- (9) プロ人材の雇用に係る労働契約書(雇用契約書)の写し
- (10) プロ人材の履歴書及び職務経歴書の写し
- (11) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 知事は補助金交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を精査し、要件に適合すると認められるときは、交付決定するとともに「福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)」により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業全体の補助事業に要する経費の20パーセント以内の減額又20パーセント以内の経費間の増減とするものとする。

(変更の承認)

第9条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、「福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)」及び添付書類各1部を提出し、知事の確認を受けるものとする。

2 知事は補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を精査し、要件に適合すると認められるときは、変更交付決定するとともに「福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)」により交付申請者に通知するものとする。

(申請を取り下げができる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

#### (実績報告)

第11条 交付申請者はプロ人材を正規雇用後、事業を実施した年度の2月末までに、「福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金実績報告書(様式第7号)」及び添付書類各1部を知事に提出するものとする。

2 実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) プロ人材の勤怠表(タイムカード)及び賃金台帳の写し
- (2) 人材紹介会社へ支払った紹介手数料(消費税額が含まれている場合はその金額が分かるものと含む)の金額が確認できるもの(請求書及び領収証等)の写し
- (3) 紹介手数料の金額の算出方法を確認できるものの写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### (補助金額の確定及び支払い)

第12条 知事は実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、要件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、「福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)」により交付申請者に通知するものとする。

2 交付申請者は、前項の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに「福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金請求書(様式第9号)」を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに当該補助金を交付申請者に支払うものとする。

#### (補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた事業者(以下、「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、期間を定めて、当該補助金全額の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 法令、福島県条例及び規則、本要綱に違反したとき。
  - (2) 当該補助金の申請内容に虚偽があったとき。
  - (3) その他、知事の指示及び命令に従わなかったとき。
- 2 補助事業者は雇用したプロ人材が退職した場合等で、紹介手数料の全部又は一部が返還された場合は、速やかに「福島県プロフェッショナル人材確保事業費補助金紹介手数料返還届出書(様式第10号)」を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の届け出を受けた場合は、補助金返還額を確定し、補助事業者に通知を行うこととし、補助事業者はこの返還に応じなければならない。
- 4 前第2項に該当する場合の補助金返還額は、人材紹介会社への返還額から消費税等仕入控除税額を減額した後の金額に補助率を乗じた額で、交付決定額を超えない金額とする。また、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 本条による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定した補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに「消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第11号)」により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずることができるものとする。
- 3 本条による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

- 第 15 条 補助事業者は補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 2 補助事業者は、前第 1 項の証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならぬ。

(その他必要な事項)

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（中小企業等）

### 1 中小企業

下記の区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数（※）」のいずれかを満たす会社をいう。

| 主たる事業として営んでいる業種                               | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|---|--------------|-------------|
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）                     | 3億円以下        | 300人以下      |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下        | 900人以下      |
| 卸売業   | 1億円以下        | 100人以下      |
| サービス業（下記の3業種を除く）                              | 5,000万円以下    | 100人以下      |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業                            | 3億円以下        | 300人以下      |
| 旅館業   | 5,000万円以下    | 200人以下      |
| 小売業   | 5,000万円以下    | 50人以下       |

### 2 中堅企業

資本金10億円以下又は従業員（※）999人以下の会社（中小企業を除く。）をいう。

※「常時使用する社員の数」、「従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の社員は含めない。ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時であっても、解雇予告を必要とする人員は社員に含める。